様式第２（第４条関係）

製造所

貯蔵所

取扱所

危険物　　　　　　　設置許可申請書

|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日本部町今帰仁村消防組合管理者　　　　　　　　　　　　　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　申　請　者住　所　　　　　　　　　　　（電話　　　　　）氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　 |
| 設置者 | 住　　所 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話 |
| 氏　　名 |  |
| 設置場所 |  |
| 設置場所の地域別 | 防火地域別 | 用途地域別 |
|  |  |
| 製造所等の別 |  | 貯蔵所又は取扱所の区分 |  |
| 危険物の類，品名（指定数量），最大数量 |  | 指定数量の倍数 |  |
| 位置，構造及び設備の基準に係る区分 | 令　第　　　　　　　　条　　　　　　第　　　　　　項　（規則第　　　　　条　　第　　　　項） |
| 位置，構造，設備の概要 |  |
| 危険物の貯蔵又は取扱方法の概要 |  |
| 着工予定期日 |  | 完成予定期日 |  |
| その他必要な事項 |  |
| ※　　受　　付　　欄 | ※　　経　　過　　欄 | ※　　手　　数　　料　　欄 |
| 備考 | 許可年月日許可番号 |  |

１　この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とすること。

２　この設置許可申請書は，移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。

３　法人にあっては，その名称，代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

４　品名（指定数量）の記載については，当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（　）内に該当する指定数量を記載すること。

５　位置，構造及び設備の基準に係る区分の欄には，適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は（　）内に記載すること。

６　※印の欄は，記入しないこと。

**危険物製造所等設置許可申請**

|  |  |
| --- | --- |
| **手　　続　　名** | 危険物製造所等設置許可申請 |
| **対　　象　　者** | 危険物施設を設置しようとする方又は設置者から委任を受けた方 |
| **手　続　の　説　明** | 危険物施設の設置の許可に必要な手続です。 |
| **手続きの根拠規定** | 消防法第11条第1項 |
| **提　出　時　期** | 危険物施設の設置の許可を受けようとする時 |
| **手続きの流れ** | 1. 事前に消防本部予防課へ相談(手続を円滑に進める上で)2. 申請書の提出3. 書類審査4. 許可書交付5. 工事着工  |
| **添付書類・部数** | 1. 構造設備明細書2. 委任状3. 危険物試験結果報告書(MSDS)4. 計算書(貯蔵・取扱数量、タンク容量計算等)5. 機器リスト6. 工程説明書、フロー図7. 現場案内図(住宅地図等)8. 付近見取図(保安距離物件を示す)9. 敷地内配置図(保有空地を示す)10. 機器等の配置図11. 構造図12. 設備図13. その他必要な図書 |
| **受付場所** | **本部町今帰仁村消防組合消防本部予防課** |
| **受付期間及び時間** | 月～金曜日（休日、祝祭日を除く）　午前8:30～午後5:15 |
| **提出方法・部数** | 2部（正・副） |
| **手数料** | 本部町・今帰仁村消防組合手数料条例に規定する金額 |
| **交付物受け取り方法** | **予防課危険物係** |
| **注意事項** | 1. 事前相談にあっては、電話で予約を入れてください。2. 申請から許可書交付まで日数を要しますので余裕を持って申請をしてください。3. 設置者と申請者が異なる場合は、当該申請にかかる権限を委任する旨を証明する書面を添えてください。4. 手数料は申請時に危険物係からの口座番号等が記入された用紙を受け取り、指定金融機関にて振込み用紙での支払いとなります。5. 郵送での受付はできません。 |

　本部町今帰仁村消防組合消防本部　予防課　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL：0980-51-6222

FAX：0980-47-5357

E - mail：kyan@motoima119.jp